

# 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定について

令和 2 年 1 2 月 1 日  
内閣府 沖縄総合事務局  
農林水産部 食料産業課

沖縄総合事務局は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 2 2 年法律第 6 7 号。六次産業化・地産地消法）に基づき申請された「総合化事業計画」について、令和 2 年 1 1 月 3 0 日（月）に 1 件の認定を行いました（別添）。

今回認定された計画は、株式会社沖縄 UKAMI 養蚕が自社で飼育するエリ蚕（カイコ的一种）の繭の特性と微粉末技術を応用し、化粧品原料や自社ブランドのシルクスキンケア商品の製造・販売を行い、沖縄でしかできない、付加価値の高い商品づくりを目指すものです。

## ※ 総合化事業計画の認定

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画をいいます。

総合化事業計画の認定を受けた者は、農業改良資金、林業木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金等の融資、新商品の開発や販路拡大に対する補助等の支援を受けることができます。

なお、事業計画については、随時申請を受け付けております。

「六次産業化・地産地消法」、沖縄県における認定状況、6 次産業化に関する予算等については、沖縄総合事務局 HP「農山漁村の 6 次産業化推進」（下記 URL）に掲載しておりますので、御覧ください。

沖縄総合事務局 HP <http://www.ogb.go.jp/nousui/syokusan/6jika>

### 【お問合せ先】

沖縄総合事務局  
農林水産部 食料産業課

担当：翁長、平良、新城

TEL：098-866-1673

FAX：098-860-1179

## 六次産業化・地産地消法に基づく認定事業計画一覧（事業概要）

No.	事業名	事業の概要	事業者			都道府県	市町村
			申請者	共同申請者	促進事業者		
1	沖縄産エリ蚕からとれたマユの特性と微粉末加工技術を応用し、シルクパウダー及びシルクスキンケア商品の製造・販売を行う事業	自社にて飼育する、沖縄産エリ蚕（カイコの一種）の繭の特性（多孔質構造）と微粉末技術を応用し、天然素材にこだわりをもつ層をターゲットにしたプレミアムシルクパウダー（化粧品原料）や自社ブランドのスキンケア商品の製造・販売を行い、沖縄でしかできない、付加価値の高い商品づくりを目指す。	株式会社沖縄UKAMI養蚕	—	—	沖縄県	今帰仁村